

議員提出議案第7号

改正健康保険法の運用にあたり患者負担増を極力抑えることを求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出しま
す。

令和8年6月26日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	針山 健史
	火爪 弘子
	奥野 詠子
	井上 学
	川島 国
	亀山 彰
	岡崎 信也
	安達 孝彦
	大門 良輔
	佐藤 則寿

令和 8 年 6 月 26 日

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

富 山 県 議 会 議 長 筱 岡 貞 郎

改正健康保険法の運用にあたり患者負担増を極力抑える
ことを求める意見書

去る 5 月 29 日に参議院本会議で、健康保険法等の一部を改正する法律案が可決・成立した。

同改正法では、薬剤費の「一部保険外療養」が新設され、O T C 類似薬 1,100 品目について、1 割から 3 割の窓口負担とは別に特別料金（薬剤費の 25%）の追加負担が求められることとなった。

政府は、子どもやがん、難病患者、医師が療養上長期使用を必要と判断した患者等は追加負担を求めないなど一定の配慮を行うとしているが、今後示される運用の詳細において、必要な医療を受ける患者の負担増を極力抑えることが強く求められる。

また、本年 8 月から段階的に実施される高額療養費制度の見直しについても、がんや難病、慢性疾患など、より長期間の治療や通院が必要な患者への配慮が強く求められる。

よって、国会及び政府におかれては、改正健康保険法の施行及び今後の運用にあたり、患者の治療上の必要性及び負担能力に十分配慮し、必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、患者の負担増を極力抑えるための万全の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、薬剤費の「一部保険外療養」が新設され、O T C類似薬について特別料金の追加負担が求められることとなった。

政府は、子どもやがん、難病患者等には追加負担を求めないなど一定の配慮を行うとしているが、今後の運用において、必要な医療を受ける患者の負担増を極力抑えることが求められる。また、高額療養費制度の見直しについても、がんや難病、慢性疾患など、より長期間の治療や通院が必要な患者への配慮が必要である。

よって、改正健康保険法の施行及び今後の運用に当たり、患者の治療上の必要性及び負担能力に十分配慮し、必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、患者の負担増を極力抑えるための措置を講じられるよう強く要望するものである。